

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	高 森 町

高森町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	高森町役場産業課
所 在 地	下伊那郡高森町下市田2183番地1
電 話 番 号	0265-35-9405
F A X 番 号	0265-35-8294
メールアドレス	sangyou@town.nagano-takamori.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アナグマ、アライグマ、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	高森町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (ha)	金額(千円)
ニホンジカ	稲	0.04	45
イノシシ	野菜	被害微小	被害微小
ニホンザル	果樹・野菜	0.37	951
ツキノワグマ	ヒノキ	0.60	3,216
ハクビシン	果樹	0.02	27
カラス	果樹	0.12	1,083
計		1.15	5,322

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○イノシシ 平成23年度以前、農作物被害の大部分を占めていたが、長距離電気柵整備により集落への進入が阻まれ、整備前後で9割以上の減となった。その後、近年まで部分的な被害発生に留まっている。また、生息数が一時減少したと言われ豚熱の影響ではないかと推測されている。 ○ニホンジカ 当町では、平成21年頃から被害が報告されるようになった。平成23年度の長距離電気柵整備により一定の効果はあったが、イノシシに見られたような大きな被害削減には至らなかった。ここ数年、山麓を主とした被害地区の拡大がみられ、4～5月に果樹の新芽の食害、6～8月に稲の倒伏被害
--

がある。捕獲頭数も徐々に増加しており生息個体数の増加と考えられる。

○ニホンザル

現在、当町に関わる加害群が5～6群生息していることが、町民からの目撃・被害報告等により確認されている。うち、中央アルプス側の山地と山麓集落を行き来する群れが3～4群、集落に囲まれた段丘崖の山林に1年を通じて生息する群れが2群ある。いずれの群れも春から秋は、果樹や野菜等の人工的な餌に依存しており、執着性も強いいため被害が大きい。果樹ではサクランボ、モモ、ナシ、リンゴ、野菜ではタマネギ、ジャガイモ、カボチャ、スイカ、ネギ等と、ほとんどの作物が被害にあっている。段丘崖の群れは行き場が無いいため追払っても集落の中を移動するだけで地域問題となっている。

○ツキノワグマ

農業被害はごく僅かであるが、集落付近での目撃等が確認されていることから、農林業に従事する者の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害が懸念されている。また、ヒノキの皮はぎ被害が若齢の造林地を中心に年々拡大している。

○ハクビシン

農作物被害は町内全域で発生しており、減少傾向にあるもののブドウ等の果樹、トウモロコシ等の野菜に一定の被害が発生している。さらに農作物被害だけでなく、住宅に棲みつく等の生活環境への悪影響を及ぼしている。

○鳥類

カラス、ムクドリ等による農作物被害が発生しており、梨・ぶどう等の果樹被害が大きい。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 6 年度）		目標値（令和 10 年度）	
	被害面積 （ ha ）	金額 （千円）	被害面積 （ ha ）	金額 （千円）
ニホンジカ	0.04	45	0.03	40
イノシシ	被害微小	被害微小	被害微小	被害微小
ニホンザル	0.37	951	0.33	850
ツキノワグマ	0.6	3,216	0.54	2,890
ハクビシン	0.02	27	0.01	25
カラス	0.12	1,083	0.11	975
計	1.15	5,322	1.02	4,780

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・対象鳥獣捕獲員に任命した猟友会員により有害鳥獣駆除班を組織し、年間を通じて有害鳥獣捕獲を実施。 ・サル用囲いわな導入	・猟友会員のなり手不足を補うための若年層の担い手養成。 ・わな設置場所の選定、設置方法等の捕獲技術の向上
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	・H23年度に町西部山麓に長距離電気柵を整備し、山地から集落への侵入を防いでいる。 ・個人柵設置を町単独補助事業により推進している。 ・町民有志による追い払い隊「鳥獣戦隊オウンジャー」を組織。	・長距離電気柵は耐用年数を迎えており計画的な更新が必要。 ・河川部分等で電気柵が途切れ、鳥獣の抜け道となっている場所がある。 ・追い払い隊の更なる組織的な取り組みを検討。
生息環境管理その他の取組	・長距離電気柵沿いの緩衝帯整備。 ・ツキノワグマゾーニング管理実施計画を策定中（R07年度）	・防護柵の修繕・維持の負担 ・地域としての被害防止意識の醸成 ・放任果樹の所有者との合意形成

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

○捕獲等に関する取組

ICT を活用し、捕獲効率の向上及び見回り負担の軽減を図るとともに、安全かつ継続的な捕獲体制を整備する。

○防護柵の設置等に関する取組

長距離電気柵の効果が継続的に発揮されるよう、定期的なメンテナンス及び強化さらには緩衝帯の整備等を適切に実施する。

○生息環境管理その他の取組

町民への聞き取りや GPS を活用した鳥獣の生息数や行動圏調査等を行い、効果的な追い払いに繋げる。住民の更なる自己防衛（電気柵、放任果樹の除去等）を促進し、鳥獣を寄せ付けない意識の啓発を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器や GIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会への委託により捕獲を継続する。（平成 23 年度に「高森町鳥獣被害対策実施隊」を設置済み。）当該年の捕獲従事者安全講習受講済みの者を対象鳥獣捕獲員に任命する。必要に応じて、農林業関係者等による、わなの見回り、連絡等のサポートを実施し、対象鳥獣捕獲員の身体的負担軽減を図る。

捕獲に際しては、射程、捕獲能力、捕獲時の安全面等を考慮し、必要に応じてライフル銃による捕獲を行う。銃所持者の熟練者を中心に、ライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年 ～ 令和10年	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン 鳥類 その他鳥獣	・くくり罠等捕獲機材の購入（交付金等活用） ・新規猟銃所持許可や捕獲従事者の狩猟者登録等に対する補助 ・ICTを活用した大型檻など、新しい捕獲技術の導入及び活用 ・有害鳥獣駆除従事者保険への加入

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの防除実績並びに農作物への被害状況を考慮し、関係団体・機関等と協議し、目標農林業被害額に達するために捕獲計画数を設定する。 なお、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、かつ現状に即した捕獲計画を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ニホンジカ	50頭	50頭	50頭
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
ツキノワグマ	8頭	4頭	4頭
小動物	60匹	60匹	60匹
鳥類	100羽	100羽	100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについては、銃及びわな・檻を使用し年間通じた捕獲を行う。 ・ツキノワグマについては、ゾーニング管理実施計画に基づき、排除地域への出没が確認された場合は、銃及び檻を使用して行う。その他の地域においては、被害状況等に応じて止むを得ない場合に、銃及び檻を使用して行う。 ・ハクビシン等の小動物の捕獲は、わなで地域の被害状況に応じて行う。 ・カラス、ヒヨドリ、ムクドリ等の鳥類の捕獲は、銃及び檻で地域の被害状況に応じて行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・大型獣を捕獲する際、ライフル銃使用が必要となる場合がある。 ・大型獣を捕獲する際、ライフル銃使用が必要となる場合がある。現地の状況により、捕獲効果向上のため、射程距離が長く命中精度が高いライフル銃を使用する必要がある。このため銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。 ・人材育成のため、各市町村と連携して、ライフル銃安全射撃訓練施設環境整備に取り組む。 ・ライフル銃による有害鳥獣捕獲実施時期は、落葉期（晩秋から冬期）を基本とし、原則として隊員による巻き狩り方式で実施する。実施に当たっては安全確保を最優先とする。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
高 森 町	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第

4条第3項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	町単独補助事業による個人柵の設置推進	町単独補助事業による個人柵の設置推進	町単独補助事業による個人柵の設置推進

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	・侵入防止柵の定期点検及び修繕 ・追払い隊によるニホンザルの追払い活動	・侵入防止柵の定期点検及び修繕 ・追払い隊によるニホンザルの追払い活動	・侵入防止柵の定期点検及び修繕 ・追払い隊によるニホンザルの追払い活動

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年 ～ 令和10年	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン 鳥類 その他鳥獣	・放任果樹の撤去 ・廃果、収穫残渣の回収 ・緩衝帯の整備 ・GPSによるニホンザルの行動調査 ・集落ぐるみの追払い ・個人設置の電気柵普及

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

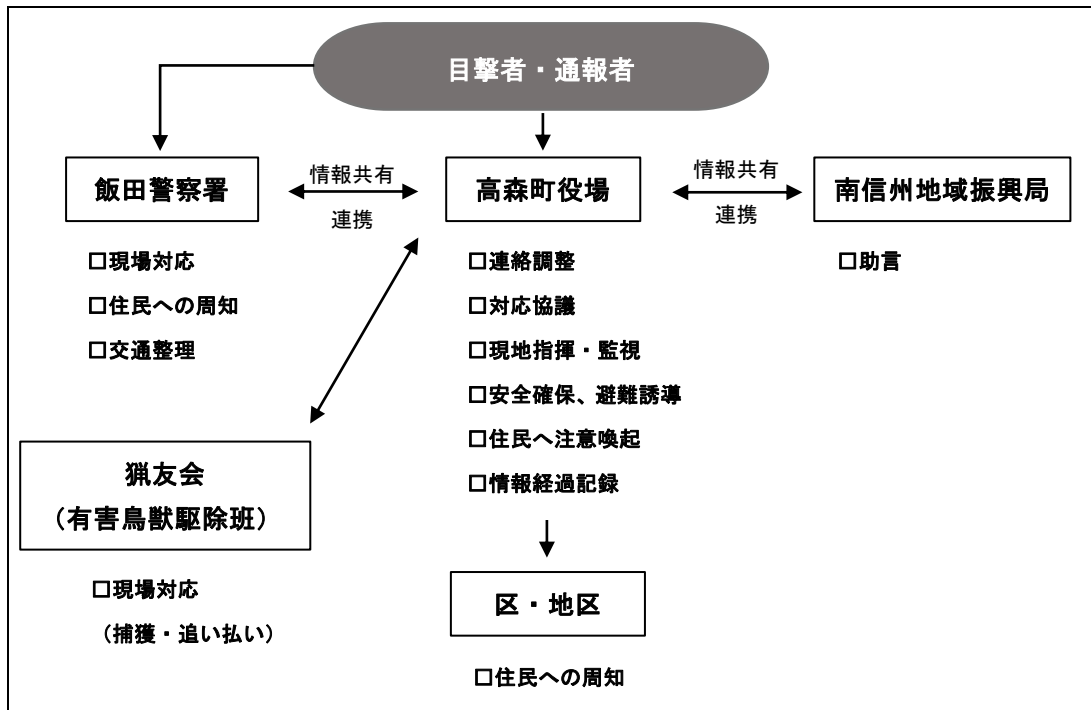
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高森町	・ 地域住民への注意喚起 ・ 周辺のパトロール、住民の避難誘導 ・ 関係機関との連絡、調整
南信州地域振興局 (林務課)	・ 捕獲許可 ・ 関係機関への連絡、情報共有
飯田警察署	・ 周辺のパトロール、交通整理 ・ 周辺の安全確保
高森町鳥獣被害対策実施隊 (猟友会、有害鳥獣駆除班)	・ 鳥獣の捕獲、追い払い ・ 被害状況調査

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 捕獲した個体は地中埋設、自家消費により処理を行う。・ 鳥獣の保護管理に関する学術研究等への利用は、関係機関と連絡を取り合い、有効な形で実施する。 |
|---|

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	高森町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
高森町	会の総括、取りまとめ等
JA みなみ信州高森支所	被害関係の取りまとめ等
高森町議会	議会での意見集約等
高森町区長会	被害地域の現状の把握等
高森町警察官駐在所	安全な被害対策の推進等
鳥獣保護管理員	適正な鳥獣保護の推進等
猟友会高森町支部	猟友会の実情や、捕獲従事者確保等
高森町有害鳥獣捕獲班	捕獲の実情や、捕獲従事者確保等
飯伊森林組合高森事務所	林業被害の実情の把握、林業関係の意見等
南信州農業農村支援センター	有害鳥獣対策についての指導

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南信州野生鳥獣保護管理対策協議会	各市町村等の連携及び広域的な被害対策等の連絡調整
南信州野生鳥獣被害対策チーム	適切な被害防除策の指導、協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度「高森町鳥獣被害対策実施隊」を設置。 28名（猟友会員により構成）
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が

わかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

高森町と南信州野生鳥獣被害対策チームが連携し、農林業被害を減少させるために、集落支援を行う。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

南信州野生鳥獣被害対策チームと連携した「野生動物の生態、被害対策」などの普及活動(地元説明会、現地調査)を被害集落で行い、集落ぐるみの具体的な行動を促す。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月23日付け7森推第1163号同意